



公共施設を 安心して利用できるために

～「蒲郡市公共施設の適正な利用の確保に関する条例」を制定しました～

市では、公共施設に自動車を放置したり、工作物を設置したりすることを禁止する「蒲郡市公共施設の適正な利用の確保に関する条例」制定の提案を、今年の9月議会で行いました。その結果、議会の議決を経て、9月27日に公布しました。この条例は、来年1月1日から施行されます。

今号では、なぜ、このような条例を作るようになったのかといった制定までの背景や、条例の目的、その内容、これからの市の取り組みについてお知らせします。

条例ができるまで

近年、市内の公園や道路などの公共施設で、自動車や家財道具などが管理者の許可なく長期間置かれていた光景を目にするようになりました。このため、本来の利用に支障をきたす場合が度々発生し、市民の皆さんからも、何とかしてほしいといった苦情が多く寄せられるようになりました。

こうしたことから、市では、公共施設の「不正利用」をそのままにすることなく、市民が、安心して利用できるために、この条例を制定することにしました。

条例で定めた禁止行為

この条例の目的は、市民の皆さんが安全に公共施設を利用できることです。そのため、この条例では、公共施設内で、してはいけないこと（禁止行為）を定めています。

禁止行為その1

施設管理者の許可を受けることなく、工作物などを設置したり障害物を持ち込んだりしてはいけない。



禁止行為その2

持ち込んだ障害物を放置してはいけない。



条例に違反した場合は

この条例に違反して禁止行為をした人に対して、市は、工作物や障害物を撤去するなど、公共施設が適正に使えるように、元に戻すようお願いし、話し合いによる解決を目指します。（**催告**）

しかし、違反者が話し合いに応じないなど、禁止行為をした人が勧告に従わないときは、撤去するように、勧告よりも強く違反者に伝えます。（**措置命令**）

そして、措置命令にも従わないなど、やむを得ない場合には、市が本人に代わって工作物や障害物を撤去します。（**代執行**）

市では、市民の皆さんがより利用しやすい公共施設になるように、適正な管理に向けた取り組みを進めてまいります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

条例全文は、市のホームページ（<http://www.city.gamagori.aich.jp>）や行政課でご覧になれますので、質問や意見をお寄せください。

問合せ先

行政課 ☎ 66-11155
Eメール gyousei@city.gamagori.lg.jp